

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省令の整備に関する省令（以下「共管整備省令」という。）関係

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）（共管整備省令第一条関係）

改正後

改正前

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

一・二 （略）

三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。

四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。

五・六 （略）

（表示事項の遵守）

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一・二 （略）

三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

一・二 （略）

三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。

四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。

五・六 （略）

（表示事項の遵守）

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一・二 （略）

三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数を表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用しよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二 (略)

2| 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数を表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二 (略)

(新設)

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措

めなければならぬ。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(削る)

置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

別表第一(第七条関係)

- 一 S—(四—クロロベンジル)—N・N—ジエチルチオカーバメート(別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ)を含有する製剤
- 二 ニ—アミノ—三—クロロ—四—ナフトキノン(別名ACN)を含有する製剤
- 三 三—アリルオキシ—二—ベンゾイソチアゾール—一—ジオキシド(別名プロベナゾール)を含有する製剤
- 四 ニ—イソプロピルフェニル—N—メチルカーバメート(別名MIPC又はイソプロカルブ)を含有する製剤
- 五 ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸エチル(別名MCPAエチル)を含有する製剤
- 六 ニ—メチル—四—クロロフェノキシチオ酢酸—S—エチル(別名MCPAチオエチル)を含有する製剤
- 七 ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸ナトリウム(別名MCPAナトリウム塩)を含有する製剤
- 八 エチル—五—(四・六—ジメトキシピリミジン)—二—イルカルバモイルスルファモイル)—一—メチルピラゾール—四—カルボキシラート(別名ピラズスルフロンエチル)を含有する製剤
- 九 O—エチル—O—(三—メチル—六—ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホリアミドチオエート(別名ブタミホス)を含有する製剤
- 十 S—エチルヘキサヒドロ—一—H—アゼピン—一—カーボチオ

- エート (別名モリネット) を含有する製剤
- 十一 (一RS・二SR・四SR) 一・四 エポキシ―p―メ
ンター―ニ―イル 二―メチルベンジル 二―エーテル (別名シンメ
チリン) を含有する製剤
- 十二 S―四―クロロ―N―イソプロピルカルバニロイルメチル
 二 O・O―ジメチル 二 ホスホロジチオアート (別名アニロホス
) を含有する製剤
- 十三 三― (四―クロロ―五―シクロペンチルオキシ―ニ―フル
オロフェニル) 一―五―イソプロピリデン―一・三―オキサゾリ
ジン―二・四―ジオン (別名ペントキサゾン) を含有する製剤
- 十四 四―クロロ―ニ― (α―ヒドロキシベンジル) イソニコ
チンアニリド (別名イナベンフィド) を含有する製剤
- 十五 (RS) 一―ニ― 二― (三―クロロフェニル) 一―二・三―
エポキシプロピル 一―ニ―エチルインダン―一・三―ジオン (別
名インダノファン) を含有する製剤
- 十六 四― (二―クロロフェニル) 一―N―シクロヘキシル―N―
エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一―H―テトラゾール
 一―カルボキサミド (別名フェントラザミド) を含有する製
剤
- 十七 (E) 一― (S) 一― (四―クロロフェニル) 一―四・四―
ジメチル―ニ― (一―H―一・二・四―トリアゾール―一―イル
) ペンタ―一―エン―三―オール (別名ウニコナゾールP) を
含有する製剤
- 十八 (二RS・三RS) 一― (四―クロロフェニル) 一―四・
四―ジメチル―ニ― (一―H―一・二・四―トリアゾール―一―
イル) ペンタ―三―オール (別名バクロプロラゾール) を含
有する製剤
- 十九 一― (二―クロロベンジル) 一―三― (一―メチル―一―フ
エニルエチル) ウレア (別名クミルロン) を含有する製剤
- 二十 三― (二―クロロ―四―メシルベンゾイル) 一―ニ―フェニ
ルチオビシクロ 三・二・一 オクター―ニ―エン―四―オン (

- 別名ベンゾビシクロン)を含有する製剤
- 二十一 二―メチル―四―クロロフェノキシ酢酸エチル(別名MCPBエチル)を含有する製剤
- 二十二 O・O―ジイソプロピル―S―ベンジルチオホスフェート(別名IBP)を含有する製剤
- 二十三 N・N―ジエチル―三―メシチルスルホニル―H―・二・四―トリアゾール―カルボキサミド(別名カフエンストロール)を含有する製剤
- 二十四 一―二―(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル―三―(四・六―ジメトキシピリミジン―ニ―イル)尿素(別名シクロスルファミロン)を含有する製剤
- 二十五 二・三―ジクロロ―四―エトキシメトキシベンズアニリド(別名エトベンザニド)を含有する製剤
- 二十六 (RS)―二―(二・四―ジクロロ―m―トリルオキシ)プロピオンアニリド(別名クロメプロップ)を含有する製剤
- 二十七 二―四―(二・四―ジクロロ―m―トルオイル)―・三―ジメチルピラゾール―五―イルオキシ―四―メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)を含有する製剤
- 二十八 三―一―(三・五―ジクロロフェニル)―一―メチルエチル―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二―H―・三―オキサジン―四―オン(別名オキサジクロメホン)を含有する製剤
- 二十九 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸エチル(別名二・四―PAエチル又は二・四―Dエチル)を含有する製剤
- 三十 二―四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチルピラゾール―五―イルオキシ―アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)を含有する製剤
- 三十一 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル―p―トルエンスルホネート(別名ピラゾレート)を含有する製剤
- 三十二 二・三―ジヒドロ―三・三―ジメチルベンゾフラン―五

- 一イルIIエタンスルホナート (別名ベンフレセート) を含有する製剤
 三十三 二・六―ジプロモ―二―メチル―四―トリフルオロメ
 トキシ―四―トリフルオロメチル―一・三―チアゾール―五―
 カルボキシアニリド (別名チフルザミド) を含有する製剤
 三十四 O・S―ジメチル―N―アセチルホスホロアミドチオエ
 ート (別名アセフェート) を含有する製剤
 三十五 S・S―ジメチルII二―ジフルオロメチル―四―イン
 ブチル―六―トリフルオロメチルピリジン―三・五―ジカルボ
 チオアート (別名ジチオピル) を含有する製剤
 三十六 一―(α・α―ジメチルベンジル)―三―(パラトリル
)尿素 (別名ダイムロン) を含有する製剤
 三十七 三―(ジメトキシホスフィニルオキシ)―N―メチル―
 シス―クロトンアミド (別名モノクロトホス) を含有する製剤
 三十八 一―(四・六―ジメトキシ―一・三・五―トリアジン―
 二―イル)―三―(二―メトキシエトキシ)フェニルス
 ルホニル 尿素 (別名シノスルフロソ) を含有する製剤
 三十九 一―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三
 一―(二―エトキシフェノキシスルホニル) 尿素 (別名エトキシ
 スルフロソ) を含有する製剤
 四十 一―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三―
 一―(二―メチル―四―(二―メチル―二H―テトラゾール―五―
 イル)ピラゾール―五―イルスルホニル) 尿素 (別名アジムス
 ルフロソ) を含有する製剤
 四十一 一・二・五・六―テトラヒドロピロロ〔三・二・一―i
 j〕キノリン―四―オン (別名ピロキロン) を含有する製剤
 四十二 α―(二―ナフトキシ)プロピオンアニリド (別名ナプ
 ロアニリド) を含有する製剤
 四十三 二―メチルチオ―四・六―ビス (エチルアミノ)―s―
 トリアジン (別名シメトリン) を含有する製剤
 四十四 ブチルII(R)―二―〔四―(四―シアノ―二―フルオ

- ロフェノキシ)フェノキシ)プロピオナート(別名シハロホツ
 プチル)を含有する製剤
- 四十五 二―セコンダリーブチルフェニル―N―メチルカーバメ
 ート(別名BPMC)を含有する製剤
- 四十六 O―三―tert―ブチルフェニル〓六―メトキシ―二
 ―ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリブチカルブ
)を含有する製剤
- 四十七 二―クロロ―一・六―ジエチル―N―(プトキシメチ
 ル)アセトアニリド(別名ブタクロール)を含有する製剤
- 四十八 (RS)―二―プロモ―N―(α・α―ジメチルベンジ
 ル)―三・三―ジメチルブチルアミド(別名プロモブチド)を
 含有する製剤
- 四十九 S―ベンジル〓一・二―ジメチルプロピル(エチル)チ
 オカルバマート(別名エスプロカルブ)を含有する製剤
- 五十 O・O―ジイソプロピル―二―(ペンゼンシルホンアミド
)エチルジチオホスフェート(別名SAP又はベンスリド)を
 含有する製剤
- 五十一 二―ベンゾチアゾール―二―イルオキシ―N―メチルア
 セトアニリド(別名メフェナセット)を含有する製剤
- 五十二 メチル〓三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシピリミ
 ジン―二―イルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピ
 ラゾール―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル
)を含有する製剤
- 五十三 五―(二・四―ジクロロフェノキシ)―二―ニトロ安息
 香酸メチル(別名ビフェノックス)を含有する製剤
- 五十四 メチル〓二―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イ
 ルオキシ)―一六―(一―メトキシイミノエチル)ベンゾエート
 (別名ピリミノバックメチル)を含有する製剤
- 五十五 メチル〓α―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イ
 ルカルバモイルスルファモイル)―一〇―トルアート(別名ベン
 スルフロンメチル)を含有する製剤

- 五十六 二―メチルチオ―四―エチルアミノ―六―(一・二―ジメチルプロピルアミノ)―s―トリアジン(別名ジメタメトリン)を含有する製剤
- 五十七 S―(二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル)―O―O―ジ―n―プロピルジチオホスフェート(別名ピペロホス)を含有する製剤
- 五十八 S―一―メチル―一―フェニルエチル―二―ピペリジン―一―カルボチオアート(別名ジメピペレート)を含有する製剤
- 五十九 メチル―N―(二―メトキシアセチル)―N―(二・六―キシリル)―DL―アラニナート(別名メタラキシル)を含有する製剤
- 六十 (E)―二―メトキシイミノ―N―メチル―二―(二―フェノキシフェニル)―アセトアミド(別名メトミノストロビン)を含有する製剤
- 六十一 (RS)―七―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルチオ)―三―メチル―二―ベンゾフラン―一―(三H)―オン(別名ピリフタリド)を含有する製剤
- 六十二 (RS)―二―(四―フルオロフェニル)―一―(一H)―一・二・四―トリアゾール―一―イル)―三―トリメチルシリルプロパン―二―オール(別名シメコナゾール)を含有する製剤
- 六十三 三―クロロ―四・四―ジメチル―一・二・三―チアジアゾール―五―カルボキサニリド(別名チアジニル)を含有する製剤
- 六十四 五―tert―ブチル―三―(二・四―ジクロロ―五―インプロポキシフェニル)―一・三・四―オキサジアゾール―二―(三H)―オン(別名オキサジアゾン)を含有する製剤
- 六十五 O・O―ジエチル―O―(三―オキソ―二―フェニル―二H―ピリダジン―六―イル)ホスホロチオエート(別名ピリダフェンチオン)を含有する製剤
- 六十六 N―トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド(

(削る)

付録 (第二条関係)

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積

別名キヤブタン)を含有する製剤

六十七 (ニ―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六)―ジ

エチルチオホスフェート(別名ダイアジノン)を含有する製剤

別表第二(第八条関係)

一 クロルピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

付録 (第二条関係)

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

附 則 (抜粋)

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。